

薬剤師認証制度の整備についての提案

(財)日本薬剤師研修センター 内山 充

薬剤師には、医療の場において薬学の専門職能を行う資格として薬剤師免許が与えられています。免許は終身制であり、免許更新のために研修などを受けることが法規で義務化されているわけではありません。しかし、変化の激しい薬学専門領域に携わる薬剤師にとって、常に自らの資質を向上して能力・適性(Competence)を高め業務内容を充実する努力を怠らないことは、患者、医療従事者あるいは世間一般に対する義務でありますから、免許取得後の生涯にわたる継続的な学習は必須といえます。さらに最近では、特定の診療分野等における薬物療法の高度化に伴い、薬剤師業務全般に関する資質向上に加えて、当該分野に関連した専門性の高い薬剤師の活動も期待されるようになりました。

このような社会的要求に応えるために薬剤師は、それぞれの目標に合致し条件に適合した研修等を選び自己研鑽に励まなければなりません。そして、薬剤師が自らの業務の質を保証して客観的信頼を得るためには、生涯学習、専門研修のいずれについても単に主体的に学習を積むことのみで終わらず、その学習成果を証書(Credentials)として示すことが必要となることでしょう。

わが国では現在、薬剤師の自己学習等に対して幾つかの認定、証明、あるいは称号の給付がなされ、また計画されています。薬剤師が専門実務領域において優れた能力・適性に関して認証を受け、社会的信頼のもとでそれを医療の場において発揮することは大いに意義のあることといえます。しかしながら、薬剤師に関する個々の認証制度を自然発生に任せておくことにより将来制度上の混乱を招くこともあると考えられます。したがって、予め各種認証制度の位置づけ、目的、内容及び基準等に関して一定の標準を設定し、薬剤師に関する認証制度の意義と信頼をさらに高めるための体制整備が求められます。

このような背景のもと、今般薬剤師の卒後教育・研修に関連する各団体の参加を得て、免許取得後の薬剤師が自ら積極的に習得した能力・適性を客観的に証明するための各種認証制度について、適切な基準を作成し、相互の調整を図り、評価を行うための「協議会」を目指した準備会を開催し検討を始めたいと思いますので、ぜひご参加をお願い致します。

本準備会には、現在薬剤師の卒後・生涯教育・研修を実施あるいは計画している団体・組織にお声をかけております。なお、準備会の事務は当面(財)日本薬剤師研修センターがお世話をいたします。

以上